

第四次山都町子ども読書活動推進計画

山都町教育委員会

表紙	・・・・・・・・ P 1
目次	・・・・・・・・ P 2
はじめに	・・・・・・・・ P 3
山都町子ども読書活動推進計画	
1 計画の策定にあたって	・・・・・・・・ P 4
「子どもの読書活動の推進に関する法律」(抜粋)	・・・・・・・・ P 5
2 子どもの読書活動の意義	・・・・・・・・ P 6
3 「子どもが育つ山都町」の基本理念(基本方針)	・・・・・・・・ P 6
4 これまでの取り組み	・・・・・・・・ P 6
5 第三次推進計画期間における成果と今後の課題	・・・・・・・・ P 7～P 10
(1) 乳幼児期の子どもへの取り組みの成果と課題	・・・・・・・・ P 7
(2) 通学期の子どもへの取り組みの成果と課題	・・・・・・・・ P 8
(3) 地域社会における取り組みの成果と課題	・・・・・・・・ P 8
(4) まとめ	・・・・・・・・ P 9～P 10
6 具体的方策	・・・・・・・・ P 11～P 12
(1) 乳幼児期・就学前の子どもへの取り組み	・・・・・・・・ P 11
(2) 通学期の子どもへの取り組み	・・・・・・・・ P 11
(3) 地域社会や各家庭における取り組み	・・・・・・・・ P 12
7 推進体制	・・・・・・・・ P 12
8 財政措置	・・・・・・・・ P 12
9 計画の推進年次	・・・・・・・・ P 13

は じ め に

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性や表現力、想像力や創造力を豊かなものにするため必要不可欠なものです。乳幼児期には絵本の読み聞かせなどからことばや物語を楽しみ、人との心のふれあいを感じ取ります。そして、多感な思春期を経て大人へと成長するさまざまな場面では、一冊の本に出会うことにより、人生の指針や生きる力を与えられることもあります。

これからの山都町の町づくりを担う子どもたちが、読書を通してこころ豊かに、そして健やかに育つことを願ってやみません。

この「第四次山都町子ども読書活動推進計画」は、「第三次山都町子ども読書活動推進計画」の5カ年の成果を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「熊本県子どもの読書活動推進計画 肥後っ子いきいき読書プラン」に基づき、本町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取り組みを示しています。第三次計画と同様、家庭・地域・保育所・学校・ボランティア・行政・町立図書館などが協力して、子どもに、さまざまな読書の機会の提供と環境の整備を進めることを目指しています。

子どもの読書活動に取り組まれている関係者はもとより、多くの町民の皆様にこの計画の趣旨をご理解いただき、計画の着実な推進のため、ともに手を携えて歩んでいただくをお願い申し上げます。

令和5年3月

山都町教育委員会

山都町子ども読書活動推進計画

1 計画の策定にあたって

人は、その時代や国などの地域を自ら選択する事無く、宿命的に生を受けます。地球誕生といわれる40数億年前の昔、そして生命がこの地球に誕生してから計り知れない因果律を経て人類は誕生し、やがて言語を獲得し、人々は自分という存在の意味を問い続けていきました。神や自然が人間を律する時代を経て理性に目覚め、自然科学や社会科学・自由などの思想を生み出し、発達や進歩という旗を掲げ、又それらを信じながら人々は近代という時間を刻んできました。

そして、経済・政治・文化・環境問題など、分水嶺の中ではなく地球規模での考察が要求される今日、すべてが複雑で混沌とした不透明な時代、その只中に私たちは生きています。私たちは今こそ、何かを創り出さなければなりません。それは秩序なのか、明瞭な共通の目的なのか、あるいは共存のルールを受容できる精神なのか。人間は、蓄積された叡智と能力のすべてを懸けて、未来を照らす光を見出さなければならない状況にあると思います。

その地球に、いま生を受け、私たちの地球を受け継ぐべき子どもたちがいます。私たち大人は、彼らや彼女らに何を手渡してあげることが出来るのでしょうか。大人たちの混迷や不確かな価値観を、彼らの環境として何の配慮も無く差し出して、彼らの人生を良導出来るのでしょうか。昨今の子どもたちを取り巻く環境から、子どもたちがどんな育ち方をしていくかを予見するとき、既に子どもたちは、さまざまな角度から何とも理解しがたい状況が観察されています。

子どもたちが住む世界は、あらゆる急激な環境の変化に絶えず晒されています。子どもたちは人間関係に悩み、塾やクラブで大切な遊びを奪われています。また、保護者と子どもが共に過ごす時間は減少傾向にあります。乳児期から青春初期までの子どもたちは、メディア等による情報過多の時代に投げ出されながら、成長期に本来あるべき大切な時間を奪われ、偏った感覚への刺激とストレスにさらされています。地方では、児童数は減少し、スクールバス登校により、通学路でのさまざまな自然とのふれあいの機会や時間が消滅しています。これらの結果、子どもたちの肉体面・精神面に懸念すべき影響が出ています。

なぜ子どもたちに読書を勧めたいのか。それは、よく選書された子どものための絵本や読本が、環境から驚異的な呼吸を続ける成長期において、健全な知識や美しいものに反応できる感性や、強く正しい心を育むための大切な栄養となるからです。

夢や希望の土台となる強い空想力、限りなく広がる想像力、一人ひとりの個性を演出する、子どもならではの創造力は大人になってからでは獲得できません。人生で最も多感な時期に、その時だからこそ感銘を受ける本に出会うことは、生涯にわたる読書習慣を獲得するためにも大切なことであると考えます。

そこで、子どもにとって良質な読書環境を整備することを目指して、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」に基づき、「第四次山都町子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定します。

参考：「子どもの読書活動の推進に関する法律」（抜粋）

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの数の減少に伴い集団遊びが困難になるなど、町内の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、電子メディア（スマホ・インターネット・ゲームなど）との過剰接触に伴う依存関係も問題視せざるを得ません。子どもたちに生きる力や社会性を育むための手法を、多方面から検討する必要があります。

その中で、子どもの発達に応じた読書には大きな効果が期待できます。読書活動を通して子どもは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力・創造力や共感力・コミュニケーション能力を育んでいきます。未来を担う子どもたち一人ひとりの成長状況に応じて豊かな読書体験を得ることができるよう、子どもの読書活動の推進を図ることは、極めて重要であると考えます。

3 「子どもが育つ山都町」の基本理念（基本方針）

具体的方策で掲げる各取り組みに沿った読書活動を、各団体や地域の理解と協力を得ながら展開することにより、次のような「子どもが育つ山都町」を目指します。

- （１）一人ひとりにとって良書と出会う機会に恵まれ、「本が好き」と感じる子どもが育つ町
- （２）読書を通して豊かな想像力・創造力を持ち、他の人の心に思いを馳せることのできる子どもが育つ町
- （３）ものごとの本質をしっかりと見つめる目を持ち、人間らしく生きる力を持つ子どもが育つ町
- （４）他者とのつながりの中で安心感を持ち、信じる心を大切にする子どもが育つ町
- （５）読書を通して、自尊感情（自己肯定）を持つ子どもが育つ町
- （６）読書活動を通して、故郷に誇りと愛着を持つ子どもが育つ町

4 これまでの取り組み

平成17年2月11日の町村合併により山都町が誕生したことに伴い、合併前の3町村の図書館・図書室を再編しました。その結果、本館・清和分館・蘇陽分館からなる山都町立図書館が町の読書活動の中心的役割を担うことになりました。合併以来、本の貸し出しはもとより、さまざまな読書活動を展開しています。

年間活動計画など町立図書館の運営については、図書館協議会の中で決定しています。子どもたちへの読書活動支援を子育てのテーマの一つに据え、「子育て支援センター」やボランティアなどと町立図書館の協力体制も整備しています。平成19年度からは町内の小学校・中学校・高等学校の図書担当教諭と町立図書館との情報交換・連携強化のために、学校図書担当者連絡会議及び研修会を行ってきました。

旧矢部町で行っていた「読み語り、ブックスタート、保育所・学校・病院・公民館などへの配本活動」を全町に広め、平成30年度からは就学前の子ども達にブックセカンドも実施しています。現在、町内すべての小学校で、保護者や地域の人・ボランティアに

よる読み語りが行われています。配本はボランティアの協力を得ながら町立図書館が実施しています。保育所・小学校にとどまらず、中学校からも要望を受けるほど、好評を得ています。学校への配本の本は主に教室に置かれ、学級文庫として利用率向上を狙っています。

また、クリスマス会などの年に数回、町立図書館主催の催しを開催しています。夏休み恒例の、清和文楽邑を主会場に開催する「絵本カーニバル」は、町立図書館が主催する最も大きなイベントに成長しており、たくさんの来場者で賑わいます。「NPO山都町よい映画を観る会」の協力による図書館ホールでの映画上映も定着しています。図書館ボランティア「ピエロの会」や読み聞かせボランティアグループと町立図書館合同の講演会、「科学遊びトムソーヤくらぶ」などとのイベントも年々充実しています。平成19年度から「本のリサイクルフェア」も新たに実施しています。各種催しには高校生・一般住民ボランティアで協力しています。

いくつかの地域の中には図書委員会を組織し、公民館などに町立図書館の本を搬入し住民に貸し出しています。

山都町では平成19年から毎月15日を「ノーテレビデー」と定め、テレビを消して親子の対話を豊かにし読書へとつなげる啓発活動を行っています。平成19年度からは新生児7ヶ月健診時のブックスタートの際に、電子メディアとの過剰接触の危険性を啓発するパンフレットも併せて保護者に配布しています。

平成23年度からは、移動図書館「わくわく号」を導入し、保育所、学校、地域、事務所を廻っています。

5 第三次推進計画期間における成果と今後の課題

三次推進計画期間（H30年度～5カ年）において、主に以下のように取り組み、成果と課題が見えてきました。

（1）乳幼児期の子どもへの取り組みの成果と課題

- ① 新生児の7ヶ月健診時に絵本や子育てに関する情報が入ったブックスタートパックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとなる活動を行い実施率100%となりました。今後の課題として7ヶ月健診時だけでなく、絵本の大事さについて伝えるよう関係機関と連携して進めていきます。

また、平成30年度から取り組み始めたブックセカンドでは、絵本を通してご家族のふれあいの場が生まれ、子どもたちの心の成長を育み、更なる読書習慣へつながるきっかけづくりとなることを目的として、新1年生の就学時健診の際に、ブックセカンド引き換え券を渡し、図書館にて本の引渡しを行いました。

- ② 町内保育園（所）へ、乳幼児の発育段階や興味・関心に応じた絵本の選定及びわくわく号や直接配本を行い、年次計画により毎月実施しました。更に、保育園（所）での読書活動を充実させていく必要があります。
- ③ 子どもの遊びの空間創出や子どものための催しとして、町立図書館及び図書館ボランティアが主体となって「お楽しみ会」や「クリスマス会」を開催し、多くの子どもが参加しています。絵本に興味を持つきっかけとなりましたので、今後も活動を継続していきます。

- ④ 乳幼児も図書が利用できるように、町立図書館にユニバーサルデザイン（点字図書・録音図書等）の導入を進め、令和3年度までに1,545冊導入できました。継続して目標に向かって導入を進めていきます。
- ⑤ 電子メディアとの過剰接触を回避するため、講演会等を通してその危険性を認識するための啓発を行っています。今後の課題として、乳幼児期の子どもの保護者に対し、繰り返し啓発を行う必要があります。

（2）通学期の子どもへの取り組みの成果と課題

- ① 各小学校で図書館ボランティアによる読み語りやおはなし会、また、読み語りの担い手のスキルアップを目指した講習会を開催しました。今後の課題として、読み語り講習会を町全域で開催できるようにします。
- ② 小・中学校及び高校で朝読書の推進を呼びかけ、朝10分間の読書が定着しました。今後の課題として、本の質の向上が望まれます。
- ③ 町立図書館主催の行事及び絵本カーニバルにおいて、高校生ボランティアの参加を推進し継続していきます。
- ④ 小・中学校及び高校の図書担当教諭及び学校司書と町立図書館との情報交換、連携強化のため、学校図書担当者会議及び研修会を年に2回開催しました。今後の課題として、読書環境の充実と学校図書司書の拡充（平成27年度より2名配置）が必要と考えます。
- ⑤ 小・中学校へ、興味・関心に応じた図書の選定及び配本を年間計画により行いました。更に、小・中学校での読書活動を充実させていく必要があります。
- ⑥ 将来の職業選択並びに社会人としての資質向上を目的に、中学生及び高校生を対象に町立図書館での職場体験の受け入れを行っています。また、小学5年生以上の一泊二日司書体験も実施しており、今後も継続していきます。
- ⑦ 学校図書業務の効率化を図るため、小・中学校に図書管理システムを導入しています。（平成23年度に導入。）今後の課題として各学校の図書管理システムの積極的な活用を目指しています。

（3）地域社会における取り組みの成果と課題

- ① 子どもの読書活動に関する理解を深めるため、年に数回の図書館講演会や図書館セミナーを開催しました。多くの参加がありますが、保護者だけでなく幅広い分野からの参加されるよう周知を図っていきます。
- ② 町立図書館に来館することが困難な方々にも1冊の本を届けることができるように、移動図書館車「わくわく号」で利用拡大を目指していきます。
- ③ 読書を通して親子の触れ合いを大切にするため、町立図書館及び図書館ボランティアが主体となって「お楽しみ会」や「クリスマス会」を開催しました。今後も継続していきます。
- ④ 全ての人に図書が利用できるように、町立図書館にユニバーサルデザイン（点字図書・録音図書・大活字本等）の導入を進め、令和3年度までに1,545冊導入できました。継続して目標に向かって導入を進めていきます。

(4) まとめ

古書等の資料をデータとして保存するためにスキャナーを購入しました。これにより、各種重要資料をアーカイブとして保管して、閲覧することができるようになりました。

町ホームページのサブサイトとして、町立図書館ホームページを構築しました。これにより、図書館で更新する情報や企画するイベント等の周知等が独自に発信できるようになりました。

また、WEB蔵書検索サービスも導入しました。これにより、希望する本の検索をしたうえで来館することができ、利用者の利便性向上に役立つと見込まれます。

令和2年以降、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館の閉館や入館時間制限、絵本カーニバルをはじめとした各種イベントの中止など、様々な影響が発生しました。

平成30年度までの実施結果と令和4年度のアンケート調査を比較すると、1ヶ月1冊も本を読まない児童生徒の割合が、令和4年度は小学生、高校生で若干増加、中学生は減少しています。全校一斉朝読書の成果がみえる反面、現状を把握していく必要があります。

① 1ヶ月1冊も読まない児童生徒の割合

	小学校	中学校	高校
令和 4年度	3.9%	4.9%	10.3%
平成30年度	1.0%	7.6%	9.0%
平成24年度	2.6%	6.2%	7.9%
平成19年度	5.1%	7.5%	33.5%

(子どもの読書に関するアンケートより)

② 全校一斉朝読書を実施する学校の割合

	小学校	中学校	高校
令和 4年度	92.7%	93.6%	94.1%
平成30年度	85.6%	77.2%	99.3%
平成24年度	97.4%	98.0%	99.3%
平成19年度	89.3%	93.8%	26.1%

(子どもの読書に関するアンケートより)

また、学校教育課で実施した「公立学校心のアンケート」の調査結果では、大多数の生徒が何かしらのメディア機器を所持しており、子ども読書アンケート調査の結果を見ると、各種メディア機器の利用時間が以前よりも長時間化している傾向が顕著です。

電子メディアが子どもの成長に影響を及ぼす点は、これまでも大きな課題として議論の対象とされてきました。今後も、関係機関と連携し、メディア機器との時間等を減らし、読書の大切さの啓発を続ける必要があります。

近年、スマートフォンやタブレット端末は加速度的に普及しており、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えていると考えられます。

今後も継続して、これらの実態把握に努めていく必要があります。

テレビ視聴やテレビゲームをした時間

調査年	時間	見ない	30分以内	1時間以内	2時間以内	2時間以上
令和 4 年度		15.1%	19.5%	25.6%	19.5%	20.3%
平成 2 9 年度		39.3%	16.4%	18.5%	13.8%	6.1%
平成 2 4 年度		46.3%	14.5%	15.3%	13.2%	5.0%
平成 1 9 年度		41.4%	12.9%	15.0%	14.5%	7.6%

(子どもの読書に関するアンケートより)

スマホ・パソコン（インターネット）を使った時間

小学校	見ない	30分以内	1時間以内	2時間以内	2時間以上
令和 4 年度	19.8 %	25.6 %	25.6 %	14.5 %	14.5%
平成 2 9 年度	76.9 %	11.8 %	5.1 %	3.6 %	2.6%
平成 2 4 年度	82.1 %	9.4 %	5.0 %	2.7 %	0.8%
平成 1 9 年度	80.8 %	10.1 %	5.5 %	2.7 %	0.9%

中学校	見ない	30分以内	1時間以内	2時間以内	2時間以上
令和 4 年度	8.4 %	11.4 %	20.9 %	22.4 %	36.9%
平成 2 9 年度	68.2 %	14.5 %	11.0 %	2.7 %	3.6%
平成 2 4 年度	77.3 %	12.9 %	4.3 %	2.6 %	2.9%
平成 1 9 年度	81.6 %	10.9 %	4.4 %	1.5 %	1.6%

高校	見ない	30分以内	1時間以内	2時間以内	2時間以上
令和 4 年度	1.7 %	1.7 %	15.1 %	28.6 %	52.9%
平成 2 9 年度	79.4 %	7.1 %	3.2 %	6.5 %	3.8%
平成 2 4 年度	80.1 %	5.2 %	7.7 %	4.8 %	2.2%
平成 1 9 年度	76.1 %	11.1 %	7.1 %	2.6 %	3.1%

(子どもの読書に関するアンケートより)

各種情報機器所有人数

		小学校	中学校
家庭で自由に使える情報通信機器を持っていますか	スマートフォン	145 人	168 人
	携帯電話	66 人	18 人
	パソコン	59 人	66 人
	タブレット	169 人	114 人
	携帯音楽プレイヤー	15 人	29 人
	ゲーム機器	293 人	176 人
	持っていない	108 人	16 人
	無回答	1 人	1 人
	合計	856 人	588 人
	回答した生徒数	520 人	289 人

(公立小中学校 心のアンケートより)

6 具体的方策

(1) 乳幼児期・就学前の子どもへの取り組み

乳幼児期は人間形成上、最も重要な時期です。家族に愛され守られているという安心感は、何よりの読書の底支えとなります。この時期の子どもとその家族に対し、あらゆる関係機関が連携し細やかな配慮を持って、次のような取り組みを推進する必要があります。

- ① 読書の働きかけと電子メディアが及ぼす影響について啓発
- ② 新生児七ヶ月健診時のブックスタート
- ③ 就学前児へのブックセカンド
- ④ 乳幼児期からの読み読みの必要性や、やり方等について保護者が学ぶ機会の提供
- ⑤ 乳幼児の発達段階や興味・関心に応じた絵本の選定や紹介
- ⑥ 「子育て支援センター」と町立図書館の協力体制の継続・強化
- ⑦ 保育園（所）への読書活動の働きかけと研修の実施
- ⑧ 全保育園（所）への配本
- ⑨ 保育園（所）において、就学前の子どもが安心して図書に触れることができるような図書スペースの確保
- ⑩ 遊びの空間創出や子どものための催しの開催
- ⑪ 町立図書館にユニバーサルデザインの充実
- ⑫ その他、あらゆる機会を捉えた、乳幼児への読書活動の働きかけ

(2) 通学期の子どもへの取り組み

小学校から高校までの通学期の子どもは、集団での学習を通して知識を豊かにし、思考力を養い、友だちや周囲の大人たちと関係しながら社会性を培っていきます。心も体も不安定になりがちなこの時期の子どもが、絵本から文字のみの本へと無理なく移行して、読書を楽しむことができるように促すことが大切です。

子どもを読書へと誘うために、家庭、学校、町立図書館、地域社会が連携し、次のような取り組みを推進する必要があります。

- ① 町内全小中学校での読み読みの開催と各学校ボランティアの連携の推進
- ② 読み読みの担い手を育成するための読み語り講座の開催
- ③ 町内各学校の読み語りボランティアと町立図書館の連携・情報交換
- ④ 中学校・高校における朝の10分間読書の推進
- ⑤ 高校生の町立図書館ボランティアへの参加活動の推進
- ⑥ 学校からの要望等をもとに町立図書館蔵書に調べ学習教材（国語、算数、理科、社会等）を充実
- ⑦ 学校図書担当者連絡会議及び研修会の充実
- ⑧ 町立図書館から学校への配本の継続
- ⑨ 各学校と町立図書館の協力による学校図書館の整備・充実
- ⑩ 中学生・高校生の町立図書館での職場体験の実施
- ⑪ 山都町として子ども達に薦めたい本のリストづくり

- ⑫ 町立図書館の児童図書購入予算の拡充
- ⑬ 学校図書予算の充実
- ⑭ レファレンスの充実
- ⑮ 利用しやすい雰囲気の図書館づくり
- ⑯ 町立図書館にユニバーサルデザインの充実
- ⑰ 電子メディアが及ぼす影響と上手な利用法について啓発するとともに、読書の時間との上手な配分が出来る指導と支援
- ⑱ その他、あらゆる機会を捉えた、通学期の子どもへの読書活動の働きかけ

(3) 地域社会や各家庭における取り組み

山都町は広大な面積を有し、地形も複雑なため、多くの地域の子どもたちが気軽に町立図書館に来館することが容易ではない現状があります。子どもたちが、読書を心から親しむためには周囲の大人の理解と援助、また、環境整備が欠かせません。

子どもの生活のいたるところに本があり、すぐに手に取ることができるように、次のような取り組みを推進する必要があります。

- ① 地域の公民館図書室の開放および配本の実施
- ② 地域公民館等で本の管理や貸し出し業務を担うことができる人材の育成
- ③ 地域公民館単位での研修会やミニ講演会の開催
- ④ 病院やその他子どもに関わる施設への配本の実施
- ⑤ 読み語りの担い手の確保と育成
- ⑥ 子どもの読書活動に関する理解を深めるための図書館講演会の開催
- ⑦ 町立図書館各館及び公民館等での催しの開催
- ⑧ 地元に伝わる昔話の採話
- ⑨ 電子メディアが及ぼす影響と上手な利用法について啓発するとともに、読書の時間との上手な配分が出来る指導と支援
- ⑩ 山都町全域への移動図書館車の巡回
- ⑪ 各家庭における読み聞かせ時間を増やすための啓発や支援

7 推進体制

計画を推進するために、家庭・保育園（所）・小中高校・町立図書館・地域・行政が連携・協力体制を更に強化するとともに広く町民に周知を図り、子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、具体的な推進体制を整備していきます。

また今後、計画の策定に当たった町立図書館が引き続き事務を所掌し、熊本県の推進計画と連携しながら、計画を推進します。

8 財政措置

計画に掲げた各種施策を確実に実施するために、町をはじめとする関係機関や団体が、各役割に応じて必要な財政上の措置を講じるように努めるものとします。

計画の推進のためには、各役割に応じて必要な財政上の措置を講じるよう、あらゆる機会に国・県に働きかけていきます。

9 計画の推進年次

令和5年度から令和9年度までの5年間

添付資料：「子どもの読書に関するアンケート（統計資料）」
〔山都町内の小学生・中学生・高校生および保育園保護者を
対象に行った令和4年5月実施のアンケート集計結果〕